

# 公益財団法人沖縄県スポーツ協会学識経験者評議員候補者、 理事候補者及び監事候補者推薦委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）評議員及役員選出規程に基づく学識経験者評議員候補者及び理事候補者並びに監事候補者の推薦に当たっては、公明、公正を期すとともに、本会の役割及び諸機能を十分に発揮できるようにするために学識経験者評議員候補者、理事候補者、監事候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を組織し、十分に論議を尽くして選考し、当該者の了承を得て本会理事長が推薦するものとする。

## (推薦委員会の組織)

第2条 本会に推薦委員会を置くものとする。

- 2 推薦委員会は、本会理事長、副会長、専務理事及び常務理事をもって組織する。
- 3 推薦委員会の委員長は、本会理事長をもって充てる。
- 4 推薦委員会の副委員長は、本会副会長（1名）をもって充てる。

## (推薦委員会の運営)

第3条 委員長は、推薦委員会の会務を総理し、同委員会を代表する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

- 2 委員長は、本会役員改選時において、1回以上の推薦委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会の決議はその過半数をもって行う。
- 4 本会事務局長は、委員長の報告を受け、本会理事長に推薦書を提出する。

## (改廃)

第4条 この規程は、理事会の決議によって、変更することができる。

## 附 則

- 1 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 3 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 4 この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。